

大阪府教育委員会
委員長 陰山 英男 様

2014年12月25日
大阪府教職員組合
中央執行委員長 一ノ瀬 英剛
青年部長 志禮 義隆

2014年度 大阪府教職員組合青年部要求書

学校現場では、経験の少ない教職員や臨時教職員が激増しており、業務に関わる経験が少ないことで、さらに業務負担が増大しています。私たち大阪府教職員組合青年部は、貴委員会に対して青年教職員の勤務労働条件の改善のため次の諸点について要求します。十分に検討され、すみやかに解決を図られるよう要望します。

記

1 多忙化解消について

- ① 多忙化が恒常化している教職員が子どもと向き合える時間や授業準備・教材研究等を行う時間を確保できるよう府教育委員会として業務負担の軽減にとりくむこと。
- ② 小中学校の担任業務が多様化、複雑化している状況を踏まえ、学級編成基準の引き下げを行うなど、教職員の負担軽減を図ること。
- ③ 「教員免許更新制度の改善について（報告）」（2014年3月18日 教員免許更新制度の改善に係る検討会議）では、「当面の間、十年経験者研修と免許状更新講習が同時期に重なる現職教員については、『特別の事情がある場合』として、任命権者が、十年経験者研修の実施時期を免許状更新講習の受講時期と重ならないよう、計画することが適当である。」と示された。府教委は、上記「報告」をふまえ、該当者の負担軽減のための方策を明らかにすること。
- ④ 勤務時間の割り振り、週休日の振替などの勤務条件制度について、周知を図るなど、適切な運用がなされるようとりくみを図ること。
- ⑤ 大阪府では、すべての学校で「ともに学び、ともに育つ」教育を基本とするインクルーシブ教育がすすめられている。ともに地域の学校で過ごすしょうがいのある子どもも増加する中、子どもたちの安心・安全を保障するため、すべての教職員、とりわけしょうがいのある子どもが在籍する通常・支援学級担任の業務負担が増加している。そのため、負担軽減のために必要な教職員を措置するなど、業務負担軽減に向けた方策を講じること。

2 職場環境の改善について

- ① 働きやすい民主的な学校運営が行われるようにすること。特に、職権を背景に、本来の業務の範疇を超えて人格と尊厳を傷つける言動（パワーハラスメントやセクシャルハラスメント等）を行い、若い教職員の働く環境を悪化させる、あるいは不安を与える行為の防止のための施策を講じること。
- ② 制度本来の目的・趣旨をゆがめる「教職員の評価・育成システム」の評価結果の給与等への反映をやめること。

- ③ 数年前からの新規採用拡大に伴い、経験の浅い教職員が早期に退職することがないようにメンタルヘルスケアなどのサポートに努めること。
- ④ 教職員の多忙な勤務実態を把握し、調査報告や集金等事務的な業務のスリム化を図り、安全衛生の観点から教職員の健康保持のためのとりくみなど、負担軽減策を講じること。

3 初任者研修や研修制度について

- ① 学校現場が多忙化を極めていることを踏まえ、業務都合により、やむを得ず研修に参加できなかったことをもって、評価に影響するなどの発言のもと、給与上の不利な扱いを行わないこと。
- ② 府教育センターで実施される研修については、府内1か所実施のため、移動に要する時間が過大である地域が多い。研修会場の複数化を図るなど研修を受講する教職員の負担軽減のための方策を講じること。
- ③ 経験の少ない若年層の教職員や臨時教職員が激増しており、業務負担軽減のためにも、退職された教職員やベテラン教職員の活用など、初任者育成のためのサポート体制の充実をはかること。

4 労働条件について

- ① 入試制度の改変によって中学校現場で教職員の多忙化・負担増が懸念される。真に子どもたちのためとなる進路保障・進路指導に懸命に日々尽力している教職員について、多忙化・負担増を防止するための支援策を講じること。
- ② 出張旅費の確実な支給を図り、住居手当等の諸手当を拡充すること。
- ③ 男女ともに育児休業を取得できるよう、2014年度で終了する予定であった「大阪府教育委員会特定事業主行動計画（府立学校）」の後継計画を遅延なく策定するなど、引き続き、次世代育成のための支援策を講じること。
- ④ 「妊娠判断時から産休行使日前日までの体育実技軽減措置」について十分周知し、代替者を確実に配置するなど、妊婦の負担軽減に努めること。
- ⑤ 妊産婦が妊娠障害休暇や産前産後休暇・育児休業を安心して取得できるよう、速やかに臨時的任用教職員が確保できるようにするなど、休暇・休業を取得しやすい環境づくりに努めること。
- ⑥ 病気休暇に伴う欠員が出た場合には、速やかに臨時的任用教職員が確保できるようにするなど、他の教員にその負担が転嫁されることのないよう措置を図ること。

5 部活動指導業務について

- ① 教員特殊業務手当を改善すること。
- ② 部活動顧問の教員に、練習試合における試合引率の交通費等についても全額保障すること。
- ③ 部活動指導の業務負担軽減策を具体的に示すこと。